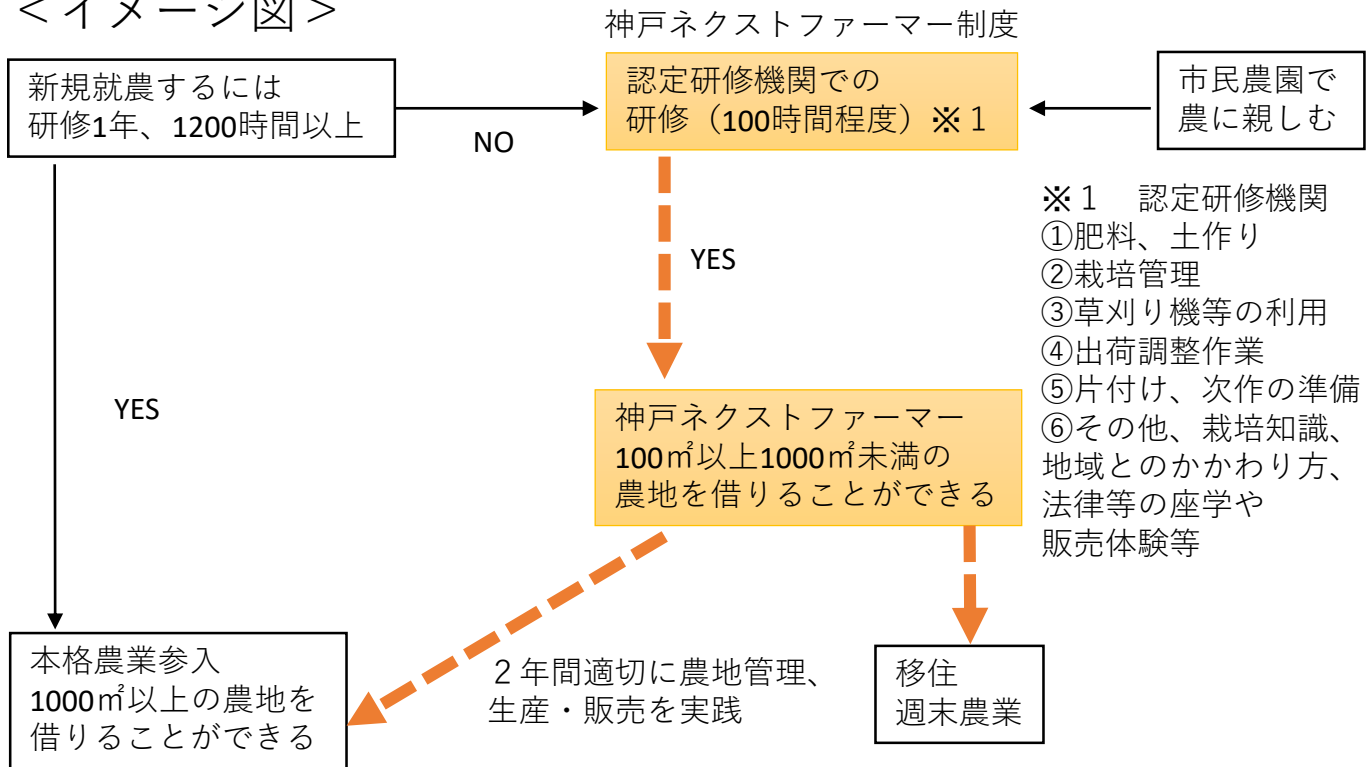


神戸ネクストファーマー制度について

<概要>

これまで農業に参入するには研修機関等で1年間の農業研修に専念しなければなりませんでしたが、働きながらでも可能な短時間の農業研修（合計100時間程度）を受けることで100㎡～1,000㎡未満の小規模な農地を借りることができるようになります。

<イメージ図>



<問い合わせ先>

○制度全般について

神戸市経済観光局農政計画課 078-984-0370

○制度に関する具体的な手続き等について

(一財)神戸農政公社 078-991-1557

○農地の利用権設定や本格農業参入について

神戸市農業委員会事務局 078-984-0387

神戸ネクストファーマーになるには

①研修受講

- ・認定研修機関の研修を受講 ※年間100時間程度
- ・安全講習の受講 ※市もしくは市が指定する事業者が実施 / 1日程度

農地を探す（①の認定研修機関によるフォローあり） ※借りられる農地は
100㎡～1,000㎡未満
農地の目途が立てば・・・ ※最大借受期間は3年程度

②神戸ネクストファーマー登録申請（提出先：神戸農政公社）

- ・主な提出書類：登録申請書、営農計画書

審査を経て、神戸ネクストファーマーになる資格が得られます

③農地の借受手続き（神戸市農業委員会に対する利用権設定の手続き）

※ネクストファーマー資格者本人が三宮ビル東館2階（中央区御幸通6-1-12）まで持参

農地の利用権設定の手続きが完了したら・・・晴れて神戸ネクストファーマーに

④農業開始

2年間の営農 / 適切な農地管理 ★定期的な草刈など、農地を良好に管理しましょう★

1,000㎡以上の農地を借りることができるようになる

1,000㎡未満の規模で
現状維持したい

1,000㎡を超える規模で
本格的にもっと農業を
したい

⑤神戸ネクストファーマーとして
1,000㎡未満の規模で営農継続
※良好に営農している限り、神戸ネクストファーマーの資格は自動更新

⑤'新規就農者として、1,000㎡以上の
規模で本格営農開始
※1年間1,200時間の研修を受けた場合と同様の扱いになる